

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

旧 新 別	旧 A	旧 B	新 B
区 間	蓮田市東三丁目四二〇〇番一地 先からさいたま市岩槻区大字馬 込字四番八四二番一地先まで	蓮田市東三丁目四一九五番一地 先からさいたま市岩槻区大字馬 込字四番七四一番地先まで	
敷地の幅員 (メートル)	七・一五〇 三〇・〇八	二四・九五〇 三三・三四	
延 長 (メートル)	一三七九・〇二	一一七八・四二	
備 考	旧Aの一部は県道蓮田鴻巣線、県道東門前蓮田線として存置し、残区間を蓮田市道として引き継ぐ。		